

市有財産借受者募集要項
(柏井町4丁目 土地)

市川市スポーツ部スポーツ推進課が行う市有財産の借受者（以下「借受者」という。）の募集に参加される方は、次の事項をご承知の上、お申込みください。

1. 貸付物件

使用目的	所在地	面積
サッカーグラウンド 及び利用者用駐車場	市川市柏井町4丁目286番6 外 32筆（別記）	11,326.19 m ²

2. 活用条件

- (1) 人工芝のサッカーグラウンドの整備及び運営を目的とした利用とすること。
- (2) 利用者用の駐車場を整備すること。
- (3) 工作物等の設置については、グラウンドの運営・管理に関連する付帯設備として、市が承諾したものに限る。
- (4) 市川市スポーツ協会加盟団体等が主催する公式大会等に利用できるように、市民特別貸出日を設ける。
- (5) 柏井町4丁目294番5の土地については、千葉県が管理する大柏川浄化施設の維持管理等に係わる関係者が通行することを承諾すること。
- (6) 当該地の貸し付けについては、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

3. 貸付期間

令和7年7月1日から令和17年3月31日までとし、その後、10年間の更新1回のみ可能とする。ただし、契約初年度については、市と協議の上、貸出開始日を早めることができる。

4. 借受者費用負担

(1) 貸付料

貸付料は、落札価格（年額）とする。貸付料の納付については、別途発行する納入通知書により月ごとに納入期限までに納める。年度途中の契約期間は日割り計算をする。

契約書に定めがある場合を除き、既に納入した貸付料は返還しない。

なお、固定資産評価額の改定により、それによる年間最低貸付料（消費税及び地方消費税抜き）を上回った時は、その額を貸付料とする。

(2) 整備費及び維持管理費

サッカーグラウンド並びに駐車場の整備及び維持管理費については、すべて借受者の負担とする。

(3) 遅延損害金

貸付料を納入通知書に記載されている納入期限までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの期間について、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率の割合を乗じて計算した遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。

5. 整備条件

- (1) サッカーグラウンド及び利用者用駐車場の配置は現状と同様とする。
- (2) サッカーグラウンドの面積は、成人用の規格で1面とし、ゴールなど必要な備品を整備する。
- (3) グラウンド面は人工芝とし、成人がプレーした場合にも十分耐えられる仕様とする。
- (4) 成人用のほかに、少年用としても利用が可能となるようにラインを設置する。
- (5) ボールが敷地内から出ないようにグラウンド若しくは敷地の周囲に十分の高さのネットを設置する。
- (6) 関係法令等を遵守し、必ず規定の手続きを行うものとする。

6. 維持管理

- (1) 敷地内の工作物等は、適切に維持管理する。
- (2) 近隣からの苦情があった場合は、借受人の責任において迅速に対応する。

7. 市民特別貸出日

- (1) 使用目的は、市川市スポーツ協会加盟団体等が主催する公式大会等とする。
- (2) 毎月2回の土日祝日の全日を含む年間200時間以上設けるものとする。ただし、初年度は利用開始日からの日割り計算とする。
- (3) 利用料金は国府台公園陸上競技場と同額とする。ただし、市川市スポーツ協会の加盟団体等は5割を減免した額とする。
- (4) 内容・条件等についてはWEBサイト等で周知すること。
- (5) 年度当初に市民特別貸出日年間予定表を市へ提出し、毎月10日までに前月分の実績報告書を提出する。ただし、契約初年度の市民特別貸出日年間予定表は、契約開始日から1ヶ月以内に提出するものとする。
- (6) 貸出に関する手続き及びトラブルについては、市は関与しないものとする。

8. 物件の引き渡し

貸付物件上に存する、前借受人が整備した人工芝その他工作物等については原則、貸付期間の前日までに前借受人が撤去を行ったうえで引き渡すものとする。ただし、借受人と前借受人との間で当該工作物等の譲渡等を行うことは妨げない。

なお、当該譲渡に関して市は関与しない。

9. 貸付物件の返還

借受人が整備した工作物等及び前借受人から譲渡等を受けた工作物等については、当該貸付物件を返還する際に借受人の負担により撤去する。ただし、書面により市川市の承諾を得た場合は、その限りではない。

10. 敷地内での事故

サッカーグラウンド及び駐車場における事故については、借受人がその責を負う。

11. 禁止事項

- (1) 貸付物件を指定する使用目的以外で使用することはできない。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできない。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできない。

12. 貸付の解除

- (1) 貸付物件を、公用若しくは公共の用に供するため必要とするとき、又は貸付契約に定める義務を履行しないと認めるときは、市は貸付契約の解除をすることがある。
- (2) 落札者が契約を締結しない時、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から1年間において、市有地貸付事業者の募集に関する入札に参加できなくなる。

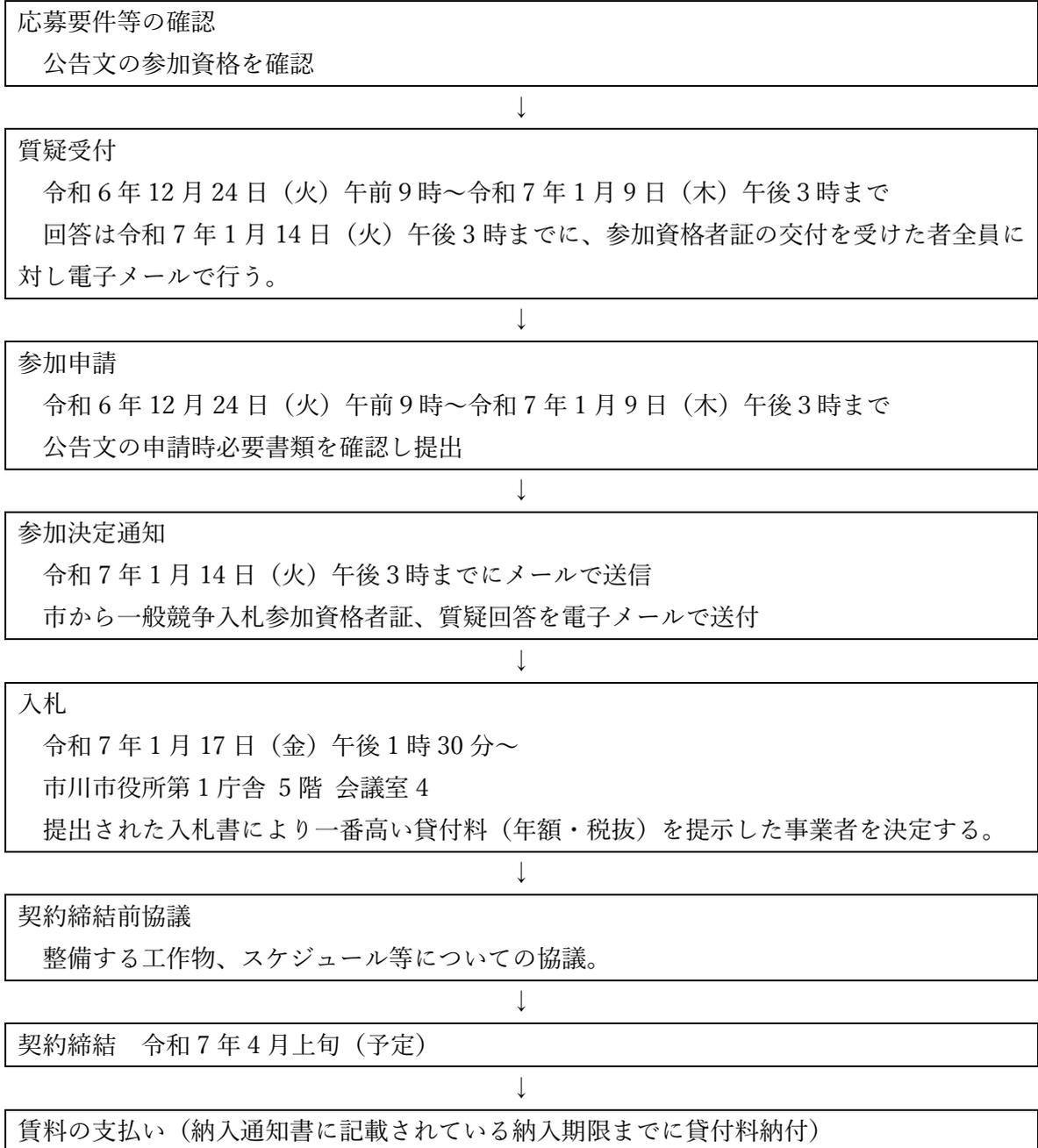
13. その他

この募集要項に書かれていない事項については市と協議すること。

別記（所在地）

NO	所在	地番	地目	貸付面積
1	市川市柏井町四丁目	286 番 6	雑種地	サッカーグラウンド、 管理棟及び専用通路等面積 9,781.71 平方メートル
2	市川市柏井町四丁目	286 番 7	雑種地	
3	市川市柏井町四丁目	287 番 1	雑種地	
4	市川市柏井町四丁目	287 番 2	雑種地	
5	市川市柏井町四丁目	287 番 3	雑種地	
6	市川市柏井町四丁目	287 番 4	雑種地	
7	市川市柏井町四丁目	287 番 5	雑種地	
8	市川市柏井町四丁目	287 番 6	雑種地	
9	市川市柏井町四丁目	287 番 7	雑種地	
10	市川市柏井町四丁目	288 番 2	雑種地	
11	市川市柏井町四丁目	288 番 3	雑種地	
12	市川市柏井町四丁目	288 番 4	雑種地	
13	市川市柏井町四丁目	288 番 5	雑種地	
14	市川市柏井町四丁目	288 番 6	雑種地	
15	市川市柏井町四丁目	288 番 7	雑種地	
16	市川市柏井町四丁目	290 番 2	雑種地	
17	市川市柏井町四丁目	290 番 3	雑種地	
18	市川市柏井町四丁目	290 番 4	雑種地	
19	市川市柏井町四丁目	290 番 5	雑種地	
20	市川市柏井町四丁目	290 番 6	雑種地	
21	市川市柏井町四丁目	291 番 5	雑種地	
22	市川市柏井町四丁目	291 番 6	雑種地	
23	市川市柏井町四丁目	290 番 17	雑種地	
24	市川市柏井町四丁目	290 番 18	雑種地	
25	市川市柏井町四丁目	290 番 19	雑種地	
26	市川市柏井町四丁目	286 番 8	雑種地	
27	市川市柏井町四丁目	286 番 9	雑種地	
28	市川市柏井町四丁目	286 番 10	雑種地	
29	市川市柏井町四丁目	294 番 5	雑種地	
30	市川市柏井町四丁目	291 番 2 の一部	雑種地	利用者用駐車場面積 1,544.48 平方メートル
31	市川市柏井町四丁目	291 番 3 の一部	雑種地	
32	市川市柏井町四丁目	291 番 4 の一部	雑種地	
33	市川市柏井町四丁目	291 番 9 の一部	雑種地	
貸付面積合計				11,326.19 平方メートル

■応募から契約等までの流れ



■提出書類一覧

○内容に関する質問

NO	提出書類	法人	個人	備考
1	質疑書（指定様式）	○	○	

○参加登録申込提出時

NO	提出書類	法人	個人	備考
1	一般競争入札参加申請書（指定様式）	○	○	
2	誓約書（指定様式）	○	○	
3	サッカーグラウンドの整備・管理運営の実績を証する書類の写し	○	○	
4	履歴事項全部証明書（法人の場合）	○		市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要
5	身分証明書（個人の場合）		○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要
6	印鑑証明書	○	○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要
7	使用印鑑届兼委任状（指定様式）	○	○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要。
8	納税証明書（市税・国税）	○	○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要 市税の納税証明書は市川市内に事業所又は住所がある場合は必要

※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

○入札書提出時

NO	提出書類	法人	個人	備考
1	一般競争入札参加資格者証	○	○	
2	入札書（指定様式）	○	○	
3	委任状（指定様式）	○	○	代理人が入札を行う場合は必要
4	入札保証金の納入の証明書	○	○	入札保証金の必要な場合